

ロシア連邦大統領令

「天然ガスのロシア供給者に対する外国の買手の債務履行における特別な手順について」

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」、同2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」、同2022年3月18日付第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」が定める措置に加えて、以下を決定する：

1. 2022年4月1日以降、以下が実施されることを定める：

a) 2006年7月18日付連邦法第117-FZ号「ガス輸出について」にもとづいて気体状天然ガスを輸出する独占的権利を有する、居住者 (*residents*) であるところの対外経済活動参加者 (以下、「ロシアの供給者」) が2022年4月1日以降に行う気体状天然ガス (以下、「天然ガス」) の供給のうち、以下の契約にもとづくものの代金の支払いは、ルーブルによってこれを行う：

外国人との間に締結された天然ガスの供給に対する貿易契約 (以下、「天然ガス供給契約」) にもとづくもので、天然ガスの供給が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家向けに行われる場合；

ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家を登記地とする外国人との間に締結された天然ガス供給契約にもとづくもの；

b) 当該の契約にもとづいて供給されたガスの代金支払い期限が到来し、本項a) 第2段落および第3段落に掲げる外国の買手 (以下、「外国の買手」) が代金の支払いを行わず、または代金の支払いを外国通貨によって行い、および (もしくは) 代金の一部のみを支払い、および (もしくは) 代金の支払いを本令第2項にもとづく公認銀行ではない銀行の口座宛に行い、かつそのような供給がロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家に向けて行われる場合には、以後、ロシアの供給者が天然ガス供給契約にもとづいて外国の買手に天然ガスの供給を行うことを禁止する。本令が定める天然ガス供給代金支払い手順の遵守状況に関する情報は、これを税関に提示する。当該手順への違反に関する情報が税関に届けられた場合、税関はそのような供給を禁止する決定を下す。

2. 本令における公認銀行である株式会社「ガспロムバンク」 (以下、「公認銀行」) は、外国の買手の申請にもとづいて、供給される天然ガスの代金決済のために「K」型特別ルーブル口座および「K」型特別外貨口座を開設する。

3. 公認銀行は、「K」型特別ルーブル口座および「K」型特別外貨口座の開設を外国の買手の代表者の立ち会いなしに行うことができる。公認銀行は、新たな顧客である外国の買手、その代表者、受益者、実質的所有者の人定を、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化 (マネーロンダリング) およびテロ資金供与への対抗措置について」および同法にもとづいて採択されたロシア連邦中央銀行の法規文書にしたがい、現下の状況のもとで入手可能なこれらの者に関する文書および資料にもとづいて、当該顧客に対する「K」型特別ルーブル口座および「K」型特別外貨口座の開設から45日以内に実施する。

4. ロシア連邦税法典およびその他の連邦法が変更されるまでの間、「K」型特別ルーブル口座および「K」型特別外貨口座には、ロシア連邦税法典第1部第76条第12項および第86条第1項ならびに2018年8月3日付連邦法第289-FZ号「ロシア連邦における関税規制についておよびロシア連邦のいくつかの法令の変更について」第77条第27項は適用されない。

5. 天然ガス供給契約にもとづく代金の支払いにかかわりのない外国の買手の債務履行の一環として、「K」型特別ルーブル口座および「K」型特別外貨口座にかかわるオペレーションを停止すること、ならびにこれらの口座に存在する資金の差押えもしくは引落としを行うことは許容されない。

6. 外国の買手は、「K」型特別外貨口座への送金を天然ガス供給契約が定める外国通貨によって行い、公認銀行は、公認銀行の規則が定める手順にしたがって受領した外国の買手の依頼書にもとづき、外国の買手が当該口座に入金した外国通貨の売却を上場株式会社「モスクワ証券取引所MMVB-RTS」が行う正式な取引の場において実施し、得られたルーブルを当該の外国の買手の「K」型特別ルーブル口座に振り替え、さらにこれをロシアの供給者が公認銀行に開設したルーブル口座に送金する。

7. 外国の買手が本令第1項a)にしたがって天然ガス供給代金支払いを行う義務は、本令第6項または第10項a)が定める手順にもとづいて得られた外国通貨の売却によって得られた金額が、ロシアの供給者が公認銀行に開設したルーブル口座に振り込まれた時点をもって履行されたとみなす。

8. 外国の買手が天然ガス供給代金支払い義務を他の者に引き渡した場合は、その者が本令の定める手順にしたがって当該の義務を履行する。

9. ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会に対し、外国の買手が本令の手順を遵守することなくロシアの供給者に対する天然ガス供給代金支払い義務を履行する許可を発行する権限を与える。

10. ロシア連邦中央銀行理事会に対して以下の権限を与える：

a) 本令第6項が定める以外の外国通貨売却手順を定める；

b) 「K」型特別ルーブル口座取扱い条件および「K」型特別外貨口座取扱い条件を定める。

11. ロシア連邦政府は、本令第9項が定めるロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会による許可の発行の手順を10日以内に承認する。

12. ロシア連邦中央銀行理事会は、本令第10項b)が定める権限の行使に必要とされる決定を10日以内に採択する。

13. 本令が定めるロシア連邦中央銀行理事会の決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」にしたがって公式に発表される。

14. ロシア連邦中央銀行に本令の適用における諸問題について公式の解説を行う権利を与える。

15. 連邦税関庁は、ロシア連邦中央銀行との合意のもとに、かつ公認銀行の参加を得て、本令第1項b)号にもとづく天然ガス供給代金支払い手順遵守状況に関する情報の税関への提示のための手順を、10日以内に承認する。

16. 公認銀行に対し、本令第6項にもとづく規則を10日以内に定めることを勧告する。

17. 本令それが公式に発表された日に発効する。